

京都外国語大学 ハラスメントに関する規程

(平成 20 年 3 月 5 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都外国語大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントに係る相談及びその対応に関し、必要な事項について定めるものとする。

(相談窓口)

第 2 条 本学は、ハラスメントについての相談窓口を人権教育啓発室内に設置する。

(相談員)

第 3 条 本学は、ハラスメントについての相談に応じるため相談員を配置する。

- 2 相談員は、専任教職員のうちから学長が選任し、委嘱する。
- 3 相談員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 4 相談員の氏名及び連絡先は、年度初めに公表する。
- 5 人権教育啓発室に学外の専門相談員を配置する。

(相談員の任務)

第 4 条 相談員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本学のすべての学生及び教職員のハラスメントについての相談に応じる。
- (2) 相談者等のプライバシーを厳守し、迅速かつ適切な対応に努める。
- (3) 相談内容は、人権委員会に報告する。ただし、相談者が報告を希望しない場合は、この限りではない。

(調停委員会及び調査委員会)

第 5 条 人権委員会委員長は、学長の承認を得て、相談者の申し立て内容に応じ、調停委員会又は調査委員会を設置することができる。

- 2 調停委員会及び調査委員会の各委員は、人権委員会委員長が人権委員会委員、相談員、申し立て分野に精通した専任教職員及び学外の弁護士等学識経験者のうちから指名する委員をもって構成する。
- 3 調停委員会及び調査委員会の各委員長は、人権委員会委員長が指名する。

(調停委員会の任務)

第 6 条 調停委員会は、申し立てがあった件を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

- 2 調停委員は調停に立ち会うとともに、当事者双方の主体的な交渉が円滑に進むように努めるものとする。
- 3 調停委員会は、調停の結果を人権委員会に報告するものとする。

(調査委員会の任務)

第 7 条 調査委員会は、当事者及び必要に応じて関係者から、事情聴取を行うことができる。

- 2 調査委員会は、ハラスメントと認定される事実の有無についての調査を迅速かつ適切に終了し、調査結果を人権委員会に報告するものとする。

(人権委員会の役割)

第8条 人権委員会は、調査委員会の報告をもとに、事実認定を行うものとする。なお、必要な場合には、改めて当事者から事情聴取することができる。

2 人権委員会は、審議結果を相談者に通知するとともに、学長に報告するものとする。

3 人権委員会は、ハラスメントの事実認定をした場合には、必要かつ適切な措置が取られるよう対応策を付して、関係部署等の長に勧告するものとする。

4 人権委員会委員長は、審議事項が極めてプライバシー保護の要素が高いと判断したとき又は緊急性が高いと判断したときは、正副委員長で審議し、必要に応じて学長に報告するものとする。ただし、速やかに人権委員会に報告しなければならない。

(本学の措置)

第9条 本学は、ハラスメントと認定される事実があった場合、次の措置を取るものとする。

(1) 被害者に対しては、心理的ケアを含む可能な限りの救済措置を講じる。

(2) 加害者に対しては、その悪質性の程度に応じて、学則又は就業規則による処分手続を取る。

(3) 当事者双方のプライバシーに配慮をしたうえで、経過と結果を公表する。

(プライバシーの保護及び守秘義務)

第10条 人権委員会委員、調停委員会委員、調査委員会委員及び相談員は、職務上知り得た情報に関する秘密を厳守し、任期中及び任期後並びに退職後においても他に漏らしてはならない。

(ガイドライン)

第11条 この規程に定めるもののほか、その実施に関し必要な事項は、別に「京都外国語大学ハラスメントに関するガイドライン」に定めるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、人権委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する

(平成27年2月25日改正)

附 則

この規程は、令和4年6月30日から施行する

(令和4年6月30日改正)